

2019年5月28日

芦屋市

市長 山中 健 様

芦屋市教育委員会

教育長 福岡 憲助 様

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会

委員長 加藤



夏期一時金及び労働条件に関する要求書

連日のご健闘に対し心より敬意を表します。

私たちは職務を果たし、生活を守るため、自治労阪神淡路ブロック共闘会議として、2019 夏期一時金に関する統一要求書を提出いたしましたが、芦屋市の現状から下記の通りの独自要求を、あわせて提出いたします。誠意をもって検討され、6月5日までに文書で回答されますようお願いいたします。

記

1、夏期一時金に関すること

嘱託職員及び臨時職員の勤務実態を正当に評価し、正規職員との均衡をはかり、正規職員と同率支給すること。

2、休暇に関すること

①夏季休暇を6日とすること。

②リフレッシュ休暇を、正規職員と同日数、有給で認めること。

③育児休暇を正規職員と同様に保障すること。

④看護休暇及び私療休暇を正規職員と同日数有給で認めること。

⑤臨時職員の年次有給休暇を、中断期間はあるにしても、実質の勤務年数によって、労基法通り付与すること。

- ⑥すべての臨時職員に、感染症に関する特別休暇を必要日数保障すること。
- ⑦臨時職員の介護休暇を正規職員と同様に保障すること。
- 3、正規職員の職場確保、及び事務・事業の縮小や廃止等を理由に解雇を行うことなく、雇用継続を保障すること。
- 4、会計年度任用職員への移行に関すること
- ①地公法、地方自治法改正の本旨は待遇改善であることを受け、法改正による不利益変更は行わず、移行に関しては、労働条件改善を検討し、労使合意に達するまで、誠意を持って前向きに建設的な労使協議を行うこと。
 - ②現在フルタイムで働いている非正規職員は、会計年度任用職員のフルタイムへ移行すること。
 - ③現在フルタイムより短い時間で働いている非正規職員であっても、フルタイムが必要な職種はフルタイムとし、会計年度任用職員のフルタイムへ移行すること。
 - ④留守家庭児童会で働く指導員は、すべて会計年度任用職員へ移行すること。
 - ⑤会計年度任用職員の更新手続きを改悪しないこと。
 - ⑥会計年度任用職員への移行に際しては、臨時職員の雇用中断期間をなくすこと。
- 5、恒常に働く臨時職員を、嘱託職員とすること。
- 6、臨時職員が、産休、育休、介護休暇を取得した場合、中断期間があることによって、不利益が生ずることがないようにすること。
- 7、通勤定期代を正規職員同様に支払うこと。
- 8、福利厚生に関すること及びすべての情報を、正規職員同様、嘱託職員と臨時職員にも周知徹底し、実施すること。

以上